

改正後	改正前
千葉県林地開発許可審査基準	千葉県林地開発許可審査基準
目次 (省略)	目次 (省略)
第 1 章 総則 (省略)	第 1 章 総則 (省略)
第 2 章 審査基準	第 2 章 審査基準
第 1 (省略)	第 1 (省略)
第 2 災害の防止（法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係事項）	第 2 災害の防止（法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係事項）
1 (省略)	1 (省略)
2 切土及び盛土に関する基準 切土及び盛土を行う場合には、その工法がのり面の安定を確保するものであること及びのり面のこう配、小段又は排水施設の設置その他の措置が次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に講じられているものと認められること。 ただし、 <u>開発行為が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合は同法第 33 条第 1 項の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 91 号。以下「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 13 条第 1 項の基準に、同法第 30 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 31 条第 1 項の基準によることとして差し支えないが、これらの場合も、次の(2)－イ－(イ)、(2)－エ、(2)－カ及び(2)－キに掲げる基準に適合するものであること。</u> (1)～(2) (省略)	2 切土及び盛土に関する基準 切土及び盛土を行う場合には、その工法がのり面の安定を確保するものであること及びのり面のこう配、小段又は排水施設の設置その他の措置が次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に講じられているものと認められること。 ただし、 <u>宅地造成等事業については、都市計画法第 33 条第 1 項及び宅地造成等規制法第 9 条第 1 項の基準によることとして差し支えない。</u>
3 擁壁の設置、その他のり面崩壊防止の措置に関する基準 前記 2 の基準によりがたい場合については、次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切な措置が講じられているものと認められること。 ただし、 <u>開発行為が都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合は同法第 33 条第 1 項の基準に、盛土規制法第 12 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 13 条第 1 項の基準に、同法第 30 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 31 条第 1 項の基準によることとして差し支えない。</u> (1) (省略) (2) 擁壁の構造基準 設置される擁壁の構造は、次のアからカに掲げる基準により決定されているこ	3 擁壁の設置、その他のり面崩壊防止の措置に関する基準 前記 2 の基準によりがたい場合については、次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切な措置が講じられているものと認められること。 ただし、 <u>宅地造成等事業については、都市計画法第 33 条第 1 項及び宅地造成等規制法第 9 条第 1 項の基準によることとして差し支えない。</u> (1) (省略) (2) 擁壁の構造基準 設置される擁壁の構造は、次のアからカに掲げる基準により決定されているこ

改正後	改正前
と。 ア～オ （省略） カ 擁壁の構造は「治山技術基準解説」（社団法人日本治山治水協会）及び「<u>盛土等</u>防災マニュアルの解説」（<u>盛土等</u>防災研究会）によることができる。 4 切土及び盛土ののり面の保護に関する基準 切土又は盛土を行った後ののり面が雨水、渓流水等により浸食されるおそれがある場合には、のり面保護の措置が次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に講じられているものと認められること。 ただし、<u>開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準に、盛土規制法第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準によることとして差し支えない。</u> (1)～(2) （省略） 5 （省略） 6 雨水等の排水施設に関する基準 雨水等の排水については、次の(1)から(3)に掲げる基準により、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられているものと認められること。 ただし、<u>開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準に、盛土規制法第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準によることとして差し支えないが、これらの場合も、次の(1)－ア－(ウ)－b、(1)－ウ及び(2)－エに掲げる基準に適合するものであること。</u> (1)～(3) （省略） 7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(3)に掲げる基準により調節池等の設置が適切に講ぜられるものと認められること。 なお、放流先の河川管理者等と協議して放流量を決定した場合には、その値に基づいて洪水調節容量を算定することができるものとする。 また、開発地から流出する雨水等は、開発地外周部等の地形上やむを得ず流入しない場合を除き、調節池等に流入させるものとし、調節池等を設置する位置は、自然地形上の最下流部とし、設計降雨量以上の降雨があった場合でも、設計排水方向への自然流下により、調節池等へ確実に集水できる措置が講じられていること。	と。 ア～オ （省略） カ 擁壁の構造は「治山技術基準解説」（社団法人日本治山治水協会）及び「<u>宅地</u>防災マニュアルの解説」（<u>宅地</u>防災研究会）によることができる。 4 切土及び盛土ののり面の保護に関する基準 切土又は盛土を行った後ののり面が雨水、渓流水等により浸食されるおそれがある場合には、のり面保護の措置が次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に講じられているものと認められること。 ただし、<u>宅地造成等事業については、都市計画法第33条第1項及び宅地造成等規制法第9条第1項の基準によることとして差し支えない。</u> (1)～(2) （省略） 5 （省略） 6 雨水等の排水施設に関する基準 雨水等の排水については、次の(1)から(3)に掲げる基準により、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられているものと認められること。 ただし、<u>宅地造成等事業については、都市計画法第33条第1項及び宅地造成等規制法第9条第1項の基準によることとして差し支えない。</u> (1)～(3) （省略） 7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(3)に掲げる基準により調節池等の設置が適切に講ぜられるものと認められること。 なお、放流先の河川管理者等と協議して放流量を決定した場合には、その値に基づいて洪水調節容量を算定することができるものとする。 また、開発地から流出する雨水等は、開発地外周部等の地形上やむを得ず流入しない場合を除き、調節池等に流入させるものとし、調節池等を設置する位置は、自然地形上の最下流部とし、設計降雨量以上の降雨があった場合でも、設計排水方向への自然流下により、調節池等へ確実に集水できる措置が講じられていること。

改正後	改正前
ただし、<u>開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準によることとして差し支えないが、この場合も、調節池等を設置する位置は、原則として自然地形上の最下流部であること。</u> (1)～(3) (省略) 8～10 (省略) 第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係事項） 1 調節池の設置に関する基準 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(6)に掲げる基準により調節池の設置が適切に講じられているものと認められること。 ただし、<u>開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準によることとして差し支えない。</u> (1)～(6) (省略) 第4～第5 (省略) 第6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に関する事項（法第10条の2第2項第1号及び第3号関係事項） (省略) 第3章 審査の対象 (省略) 附則 第1 施行期日 この基準は、平成22年10月1日から施行する。 第2 経過措置 平成22年10月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては「千葉県林地開発許可制度施行要綱（平成12年4月1日施行）を適用するものとする。 附則 第1 施行期日 この基準は、平成24年4月1日から施行する。	ただし、<u>宅地造成等事業については、都市計画法第33条第1項及び宅地造成等規制法第9条第1項</u>の基準によることとして差し支えない。 (1)～(3) (省略) 8～10 (省略) 第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係事項） 1 調節池の設置に関する基準 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(6)に掲げる基準により調節池の設置が適切に講じられているものと認められること。 ただし、<u>宅地造成等事業については、都市計画法第33条第1項及び宅地造成等規制法第9条第1項</u>の基準によることとして差し支えない。 (1)～(6) (省略) 第4～第5 (省略) 第6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に関する事項（法第10条の2第2項第2号及び第3号関係事項） (省略) 第3章 審査の対象 (省略) 附則 第1 施行期日 この基準は、平成22年10月1日から施行する。 第2 経過措置 平成22年10月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては「千葉県林地開発許可制度施行要綱（平成12年4月1日施行）を適用するものとする。 附則 第1 施行期日 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改正後	改正前
附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 経過措置 令和 3 年 4 月 1 日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。 附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 経過措置 令和 5 年 4 月 1 日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。 附則 第 1 施行期日 <u>この基準は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。</u> 第 2 経過措置 <u>令和 7 年 5 月 2 6 日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。</u>	附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 経過措置 令和 3 年 4 月 1 日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。 附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 経過措置 令和 5 年 4 月 1 日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。